

春日部市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

春日部市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表（第42条関係） 案内標識			別表（第42条関係） 案内標識		
総重量限度緩和指定道路 <u>(118の4 - A)</u>	総重量限度緩和指定道路 <u>(118の4 - B)</u>	高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5 - A)</u>	総重量限度緩和指定道路 <u>(118の3 - A)</u>	総重量限度緩和指定道路 <u>(118の3 - B)</u>	高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4 - A)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5 - B)</u>	道路の通称名 (119 - A)	道路の通称名 (119 - B)	高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4 - B)</u>	道路の通称名 (119 - A)	道路の通称名 (119 - B)
備考 1			備考 1		
(3) 「駐車場(117 - A)」、「総重量限度緩和指定道路( <u>118の4 - A・B</u> )」、「高さ限度緩和指定道路( <u>118の5 - A・B</u> )」及び「まわり道(120 - A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法（前号に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。			(3) 「駐車場(117 - A)」、「総重量限度緩和指定道路( <u>118の3 - A・B</u> )」、「高さ限度緩和指定道路( <u>118の4 - A・B</u> )」及び「まわり道(120 - A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法（前号に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。		
2			2		
(2) 案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114 - B)」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場(117 - A)」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路( <u>118の5 - A・B</u> )」、「道路の通称名(119 - A・B・C)」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路			(2) 案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114 - B)」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場(117 - A)」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路( <u>118の4 - A・B</u> )」、「道路の通称名(119 - A・B・C)」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路		

の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

(7)

ア 案内標識

縁は、「待避所」、「駐車場（117-A）」及び「まわり道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の5-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「道路の通称名（119-A・B・C）」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

(7)

ア 案内標識

縁は、「待避所」、「駐車場（117-A）」及び「まわり道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「道路の通称名（119-A・B・C）」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。